

平成30年（ネ）第1646号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 医療法人高寿会外1名

被控訴人 大野佳奈子

被控訴人準備書面（4）

平成31年2月

大阪高等裁判所第14民事部D3係 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 高橋 典明

同 上 出 恭子

同 和 田 香

控訴人高寿会から、平成31年2月6日付けで新たに準備書面が提出されたので、必要な限度で下記のとおり反論する。

なお、輝民に解離性障害が認められず、その点を含め、過失相殺ないし素因減額が認められないことについては、被控訴人準備書面(3)で詳論したとおりである。

記

1 「実習地の変更は学校の裁量であり義務ではない」との主張について

原判決が指摘するとおり、控訴人高寿会は、在学契約に基づき、その教育活動によって学生の生命、身体、精神及び財産等に危害が及ぶことがないように、具体的に予見できる危険から当該学生の生命、身体、精神及び財産等を保護し、その安全に配慮すべき義務を負っている（原判決80頁）。

そして、学生の安全を確保し、適切な教育を提供するために、必要と認められる場合には実習地を変更する措置を取ることは、安全配慮義務の一内容を構成すると考えるべきであり、学院の自由裁量に任せられるべきことではない。

まず、控訴人高寿会は「すぐさま、新たな実習先を確保出来るはずもなく、実習先の変更は被控訴人が主張するような容易なことではな」旨主張するが、原審において、学院のT山学科長は、「（実習が何らかの形で中断した場合であつても）おおむね次の実習施設、補修実習という形で学校は与えるように努力してます。」と証言している（T山調書12頁）のであり、実習先の確保が困難であったとは証拠上認められない。

また、学院自身が大阪府に提出した報告書の中で、「パワーハラと判断される前兆があれば、実習を中断し、別の実習地を検討する。」ことを「メンタルヘルスの問題発生を防止するための」対策として大阪府へ報告しており（甲47の212頁）、学院として、実習地の変更も安全配慮義務を果たすうえでの必要な対策として認識していたことは明らかである。また同報告書の中では、「スーパーバイザーにパワーハラ（例えば、叱責による口頭暴力、負荷の厳しい実習など）に類似するような行為があれば、即座に専門医の診察を含め実習の中止を検討すること」を実習チューター（学院の教員）の役割と責任に関する15カ条の遵守事項として定めている（甲47の246頁）ことから、学院としては、学生に対する安全配慮義務の一内容として、実習中止や実習先の変更を学院自らが行う旨取り決めており、学院自身が実習変更も安全配慮義務の内容に含まれることを自認していることが証拠上明らかである。

また、K宗規教授の意見書（甲49号証）によれば、同教授のR大学では、「必要であれば、速やかに他の実習施設での実習に振り替える。相談しても不利益にならないので安心して速やかに相談する」ようにに学生を指導しており（同号証11頁）、「実習が辛いなら無理せず学校に連絡するように伝え、その際には途中で実習先を変更出来ることを（学生に）あわせて伝える。」（同号証13頁）ことを実践している。

以上の学科長の証言、学院の報告書やR大学の実践例からすれば、本件でも実習先の変更は不可能なことではなかったことは明らかであるし、学院自身も学生に対する安全配慮義務の一内容として認識していたことも証拠上明らかである。

2 被控訴人や家族が実習状況を改善する措置が執れたか

被控訴人の父は亡輝民を伴って平成24年10月23日夕刻に学院を訪ね、西本学院長、A、T教諭に対して、頭を下げて留年とならないように再実習を要請した。これに対して学院長は学院規則を理由にその要請を謝絶したうえ、「お父さん4年制の学校へ入学させたと思って、私に大野君をもう一年預からせてください。立派に卒業させます。」と約束している（甲81 K陳述書 3頁）。このため、亡輝民及び被控訴人や家族は留年の措置を受け入れ、多額な追加学費を支払ったうえ、輝民はもう1年留年することとなった。

以上の経過については当事者間には争いがないが、指導した全ての学院の教諭が「成績優秀な学生である。」と認める輝民を学院長自ら「立派に卒業させます。」と約束したのであるから、被控訴人の父や被控訴人がその言葉を信じたのは当然の成り行きであった。

ところが、本件審理を通じて明らかになったとおり、学院側がこの学院長の約束を意識していたり、守ろうと努力した気配は全くなかった。それにもかかわらず、今になって「被控訴人は、自身が直接又は父を介して実習状況を改善する措置を取り得た。」などと主張することについては、被控訴人は驚きを禁じ得ない。

実習先と実習生のミスマッチを改善する義務と責任は、実習先を選定し、学生を実習先に行かせた学院にあるのであって、実習の実情すら十分に知らされていない被控訴人やその家族にはない。

控訴人高寿会が必要な実習先の変更等の必要な措置を取らなかったために、わずか5年間の間に学生2人を自死させているのである。しかるに控訴人高寿会がその点に一片の反省の姿勢すら示すことなく、その責任を被控訴人に転嫁する無責任さには呆れるしかない。

以上